

はばたき

～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～

Vol.1



はじめに

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」ことのみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立していくことを目指す必要があります。

また、児童生徒によっては、不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の機会となる場合がある一方で、学業の遅れ、進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスク等を生じさせる可能性があることにも留意する必要があります。

長野県教育委員会では、国の動向を勘案した上で、「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針」(平成30年3月)(以下、「行動指針」)を策定するとともに、教育現場においては、子どもたちの社会的な自立を支援するために「不登校への対応の手引き」(令和3年改訂版)に基づく対応を行っているところです。

このたび、不登校児童生徒に向き合う大人(家庭、学校、地域、民間施設など)が共通認識を持ちながら支援していくためのガイドとして、「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～」(vol.1)を作成しました。不登校児童生徒への支援のさらなる充実を図っていくためにご活用ください。

1 不登校に対する理解	p 1
2 支援の基本的な理念	p 1
3 不登校児童生徒数及び学校外での支援の状況	p 2
4 多様な学びの機会を保障する仕組みの事例	p 3
5 不登校児童生徒の多様な学びに対する学校の支援	p 6
6 支援に関する情報等	p 9



しあわせ信州

長野県・長野県教育委員会

1 不登校に対する理解

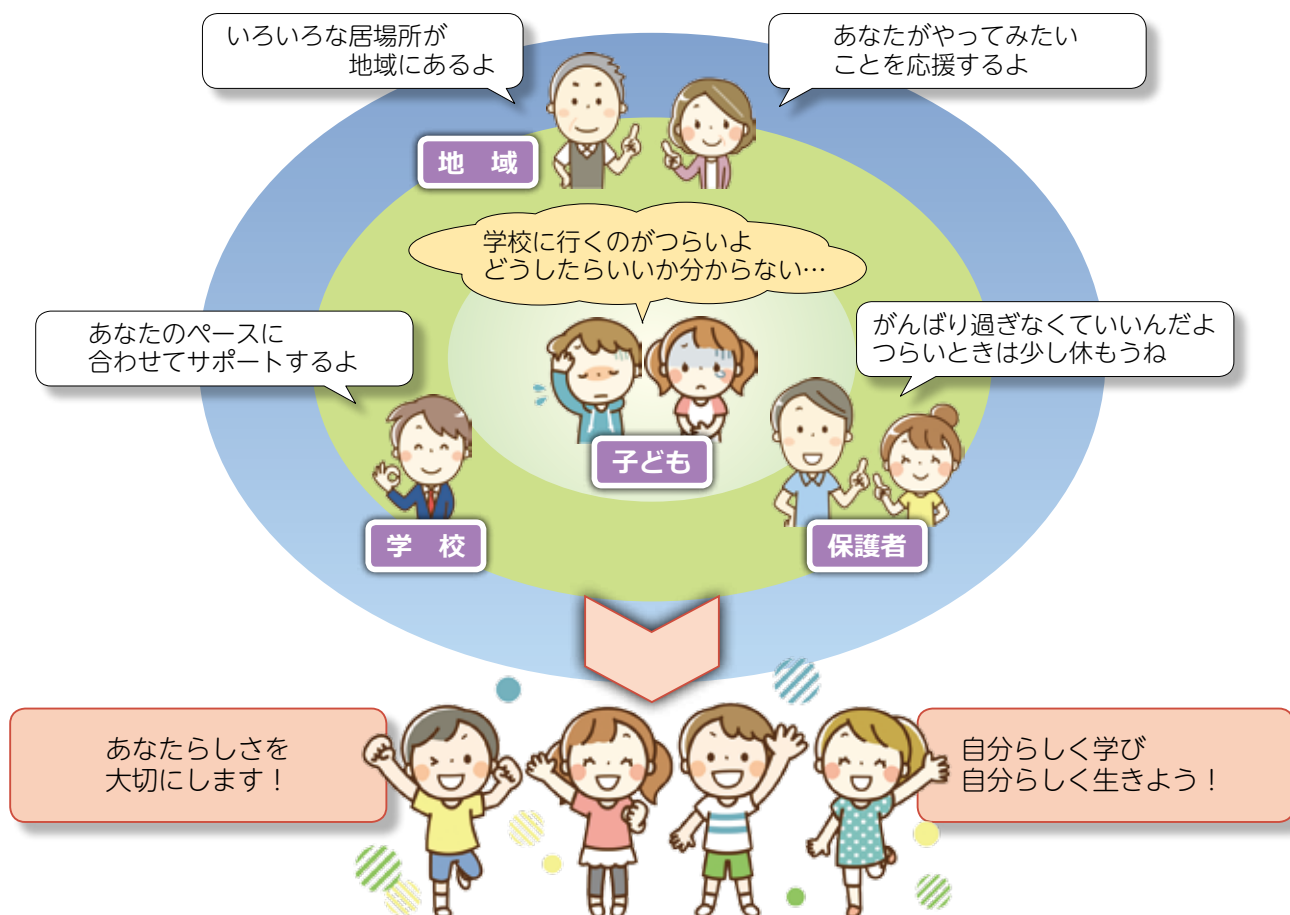
現状では、不登校に対する理解が十分になされているとは言えない状況があります

不登校は、子どもからの SOS のサインであり、一人ひとり様々な背景や要因が複雑に絡まり、学校に行きたくても行くことができない状況や、学校外で学んだり家庭で休養したりすることが必要な場合もあります。このような状況の中で不登校の子どもたちは、悩みや生きづらさを抱えて毎日を過ごしています。

また、保護者や家族も子どもたちの将来に対する不安を抱えたり、世間からの視線に対して辛さを感じたりしている状況もあります。

2 支援の基本的な理念

全ての子どもたちが「自分らしく学び、自分らしく生きる」
ことができるよう支援します



「不登校は問題行動ではない」という認識に立ち、全ての子どもたちが自分らしく学び、自分らしく生きていくことができるよう、子どもたちの視点に立った支援をしていきます。

特に、不登校の子どもたちを支援するため、全ての大人（家庭、学校、地域、民間施設など）が共働して、学校内外に関わらず、多様な学びの機会を保障していきます。

3 不登校児童生徒数及び学校外での支援の状況（長野県）

(1) 不登校児童生徒数（1,000人当たり）の不登校児童生徒数の状況

[単位：人]

校種		年度	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	全小学生数		111,404	109,789	108,424	106,241	104,150
	不登校児童数		530	706	1,032	1,178	1,365
	1,000人当たりの 不登校児童数	県	4.8	6.4	9.5	11.1	13.1
		全国	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0
中学校	全中学生数		60,615	58,976	57,259	56,476	56,037
	不登校生徒数		1,689	1,881	2,197	2,373	2,437
	1,000人当たりの 不登校生徒数	県	27.9	31.9	38.4	42.0	43.5
		全国	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9
高校	全高校生数		58,823	58,396	57,463	56,389	54,519
	不登校児童数		687	648	660	726	628
	1,000人当たりの 不登校児童数	県	11.7	11.1	11.5	12.9	11.5
		全国	14.6	15.1	16.3	15.8	13.9

(注) 令和2年度調査対象校：県内国公私立・小中高等学校（通信制含まない）674校

(注) 数値：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）より

(2) 教育支援センター（中間教室）数及び通室児童生徒数

	H28	H29	H30	R1	R2
教育支援センター（か所）	66	64	64	64	65
小学生（人）	95	93	136	185	189
中学生（人）	328	330	328	403	374

(注) 教育支援センター：不登校児童生徒等に対する指導を行うために、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として市町村が設置したもの。

(注) 数値：長野県調査「教育支援センター（中間教室）利用状況」より

(3) 利用したフリースクール等民間施設数及び利用児童生徒数

	H28	H29	H30	R1	R2
利用した施設数（か所）	26	23	45	44	69
小学生（人）	64	55	78	104	140
中学生（人）	44	39	58	62	115

(注) 民間施設とは、不登校児童生徒を受け入れることを主な目的とする団体・施設のこと。指導者等がいる施設であり、児童生徒だけの居場所や学習のみを目的とした塾、習い事の教室等は含まない。また市町村福祉部局が運営する施設は含まない。

(注) 数値：長野県調査「不登校児童生徒等の民間施設等利用状況」より

(4) 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

	R1	R2
小学生（人）	4	10
中学生（人）	8	43

(注) 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省通知）に基づき指導要録上出席扱いとした児童生徒数の実人数。

(注) 数値：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）より

※ ICT等を活用した学習活動例

- ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習
- ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行った学習
- ・インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを利用して提供されたものも含む

- 不登校児童生徒数は、増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒の中には、学校外の施設等で相談・指導を受けている子どももいます。
- 不登校児童生徒の多様な学びを支援していく必要があります。
 - ▶ 多様な学びの機会を保障する仕組みの事例 → 4
 - ▶ 不登校児童生徒の多様な学びに対する学校の支援 → 5

4 多様な学びの機会を保障する仕組みの事例

(1) 令和3年度取組（市町村における仕組みづくり）

県と県教育委員会では、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援をさらに進めていくために、「不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業」により市町村における不登校児童生徒の多様な学びの機会を保障する仕組みづくりを進めています。

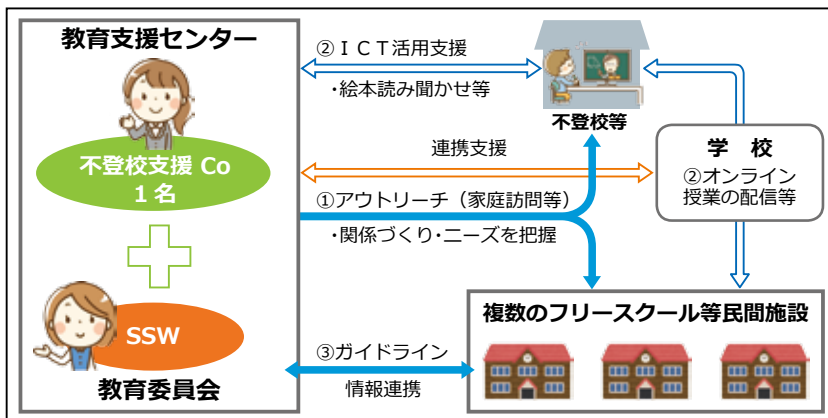
実際に市町村で進んでいる仕組みづくりの事例を紹介します。

事例1 不登校支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカー（SSW）との連携

- ① 教育支援センターに配置した不登校支援コーディネーターとSSWが連携してアウトリーチ支援を行いながら家庭との関係を深め、不登校の子どもや保護者のニーズを把握。
- ② 一人一台端末等を活用して、子どものニーズに合わせた支援をコーディネート。
- ③ 教育委員会は、不登校の子どもが利用している地域の民間施設等と連携を図るためのガイドラインを作成し、定期的に情報を共有。

☺ SSWの福祉的家庭支援と同時に、子どもへの学習等のコーディネートが可能。

☺ 地域の民間施設を利用する子どもの情報を定期的に共有できる。



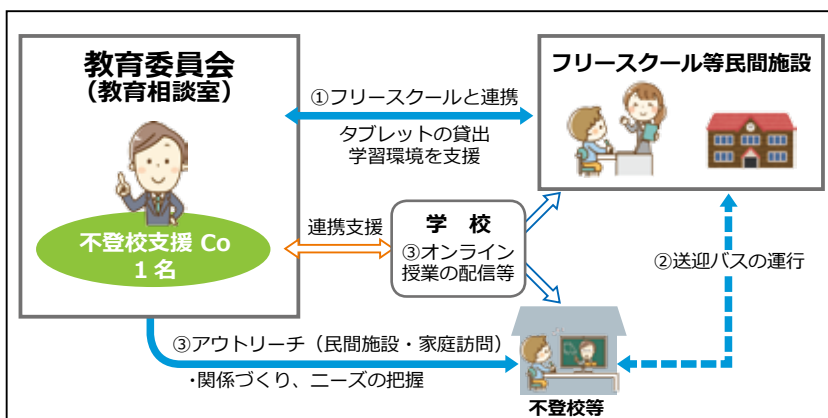
不登校支援 Co: 不登校支援コーディネーター

事例2 フリースクール等民間施設と連携した支援体制の構築

- ① 教育委員会が地域のフリースクールと連携し、タブレットの貸出などにより、利用する不登校の子どもたちの学習環境をサポート。
- ② 教育委員会がフリースクールを利用する不登校の子どもを送迎サービスを実施。
- ③ 教育委員会（相談室）に配置した不登校支援コーディネーターが、家庭やフリースクールを訪問して不登校の子どもたちの状況を把握し、ニーズに合った学びをコーディネート。

☺ 送迎サービスの実施により、家庭の負担を軽減。遠方の子どもも利用できる。

☺ フリースクールと学校・教育委員会の連携により、子どもの詳細な情報の共有が可能。

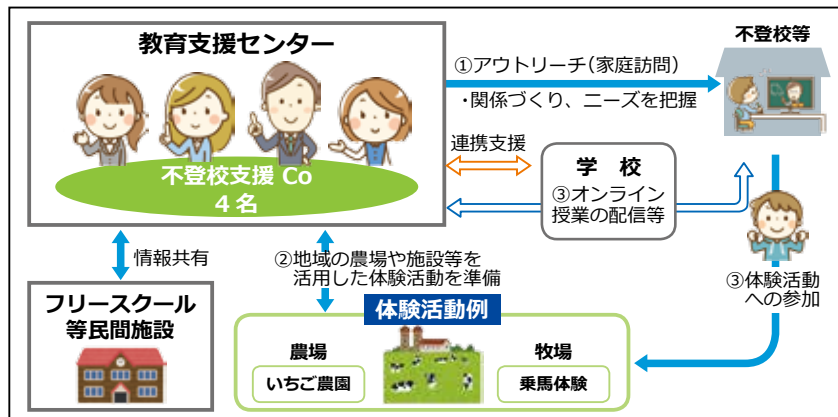


事例3 地域資源を活用した多様な学びの仕組みづくり

- ① 教育支援センターに配置した複数の不登校支援コーディネーターが、家庭訪問等により不登校の子どものニーズを把握。学校外での体験活動への参加について提案。
- ② 教育委員会は、地域資源(農場・牧場・企業等)を活用した体験等の連携支援体制を構築。
- ③ 不登校支援コーディネーターは、体験活動の様子を学校や家庭と共有。教科等の学習ニーズに対しては教育支援センターでの個別学習支援や学校と連携してICT等を活用した学びをコーディネート。

☺ 体験活動への参加をきっかけに、引きこもり傾向が解消されるケースもある。

☺ 不登校支援コーディネーターの複数配置により、家庭訪問等の対応が柔軟に実施できる。

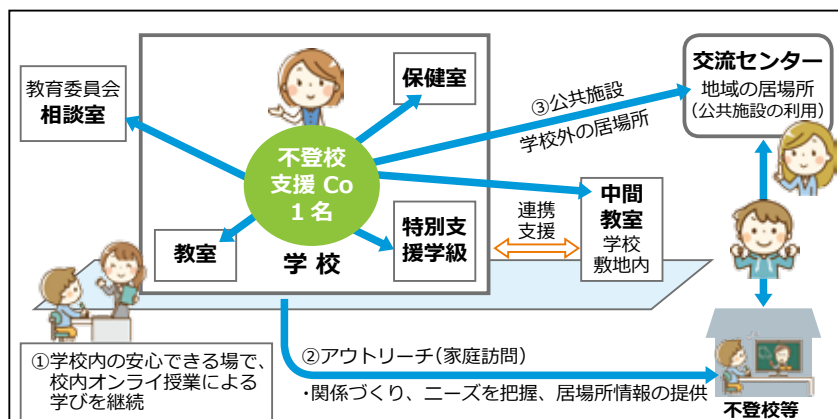


事例4 不登校の子どもの状況やニーズに応じた学びの環境づくり

- ① 学校に配置した不登校支援コーディネーターが、不登校傾向の子どもが登校時に安心できる校内の居場所を提供し、オンライン授業等による学習機会をコーディネート。
- ② 学校や中間教室の利用が難しい子どものニーズを把握し、学校外の居場所の情報を提供。
- ③ 教育委員会が準備した公的施設に不登校支援コーディネーターが訪問し、不登校の子どもの学びをコーディネート。

☺ 学校内外の居場所の提供により、子どもが主体的に居場所を選択できる。

☺ 不登校支援コーディネーターを学校内に配置したことで教職員との連携が促進。



「多様な学びの機会を保障する仕組みづくり」のポイント

○ 「不登校支援コーディネーター」を教育支援センター等に配置

- 学校外での子どもの居場所を訪問し、その子の特性や状況に合った学びをコーディネート

○ 様々な学びが提供できる環境等を整備

- ICT等を活用した遠隔での相談や学習支援、フリースクール等民間施設と連携した支援、地域資源を活用した体験、送迎サービス等

※県教委は、仕組みづくりの説明会を行い、市町村の仕組みづくりをバックアップします。

(2) その他の取組事例

【早期対応・早期支援に取り組んだ A 小学校】

3日間欠席が続いた段階で、校内での支援会議を開き、情報共有と支援策を出し合うようにしてきた。学校の早期に対応していく姿勢が保護者の信頼や安心感につながり、子育ての悩み等を担任に話すなど、保護者との関係づくりにもつながっている。また、発達上の課題については医療機関の助言を参考に、特別支援学級での学習環境を改善し、落ち着いた雰囲気での学習できているか確認している。



【学習室を活用して支援した B 中学校】

「教室」と「相談室」の中間の位置づけとして学校内に「学習室」を設置している。所属学級へ足が向きにくい生徒や集団適応が困難な生徒は「学習室」を随時利用することで落ち着きを取り戻し、自主学習を進めることができている。

「学習室」の活用を通じて、登校を渋りがちな生徒の居場所を確保し、所属学級の生徒や先生との交流も継続できている。

【スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携支援した C 高校】

休学していた生徒が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援により、引きこもり状態から、自分の生き方を考え行動を起こすことができるようになった。本人の意思を尊重したうえで、転学希望の学校説明会に参加するなど、新たな進路に向かって動き出している。

【新たな居場所を校内に用意して支援した D 中学校】

D 中学校では、不登校傾向や日々の学校生活で困り感のある子どもの学びを保障するため、「校内フリースクール F 組」を開設している。

居心地の良い環境の中で「自分らしさ」を一緒に探したり、タブレットを活用するなど、子どもの特性や状況に合わせた学びの機会を提供している。

- ・教室での授業風景のオンライン視聴
- ・e ライブラリーによるドリル学習
- ・自宅でオンラインを視聴する子どもの個別指導計画の作成 等



【地域資源等を活用した支援に取り組む E 市】

E 市では、様々な地域資源等を活用して子どもの支援を実施している。

「学校に行きづらい日は映画館へ行こう！」(NPO による協働事業)

学校に行きにくい・行かない子どもたちの新たな「居場所」として映画館を活用。
「大学生との交流活動」

大学生が学校（相談室）に来て、子どもたちの興味・関心に合わせた支援を実施。
「公民館における体験的学び」

専門講師が公民館に出向き、理科実験など体験的な学びの機会を提供。

5 不登校児童生徒の多様な学びに対する学校の支援

不登校児童生徒が学校外で学習活動や体験活動等を行っている場合、学校は子どもや保護者等とコミュニケーションをとりながら、その状況を丁寧に把握していくことが支援の第一歩となります。また、学習活動や体験活動等の学びを適切に評価し、指導要録※に記入したり、評価の結果を通知票その他の方法で、児童生徒や保護者等に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応えるとともに、自己肯定感を高め、社会的自立を支援することにつながります。

※ 指導要録：在籍する児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿。「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなる。

(1) 出席扱いの判断及び評価について

不登校児童生徒が学校外で相談・指導を受けている場合や、自宅でICT等を活用した学習活動を行っている場合、「校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる」（下記通知※引用）となっています。

※文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」（通知）令和元年10月25日
（別記1）「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」
（別記2）「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

・通知の詳細は、本ガイド「6 支援に関する情報等」から参照してください。

(2) 出席扱いの判断及び評価をする際の基本的な考え方

学校外での学習活動等について、出席扱いの判断をしたり学習等の成果を評価に反映したりする際には、校長は、不登校児童生徒の多様な学びを肯定的にとらえていくことを前提に判断していくことを第一義と考え、個々の児童生徒の状況に応じた判断を柔軟に行っていくことが必要です。

以下に、県内の実践事例をもとに、学校の関わりや判断を柔軟に行った例を掲載しましたので参考にしてください。

Case1

保護者と連絡を取ることが難しく直接会うことができなかったが、祖父母との関係づくりを深め、協力関係を築いた例

- ・民間施設に通う子どもの保護者は、仕事の関係からしばらく海外に出ている。
- ・学校は、スクールソーシャルワーカーと連携して同居する祖父母との関係づくりを深め、保護者と電話での連絡ができるようになった。
- ・学校は、「支援シート」を作成し、保護者に郵送することで支援の方針を共有した。
- ・祖父母の協力により、民間施設からの毎月の情報や家庭での様子等について、学校と情報共有ができるようになったことから、出席扱いと判断した。



・保護者との連携が難しいケースでも、様々な工夫で家庭との協力関係の構築を図り、児童生徒の学びを柔軟に判断する。

Case2

積極的に民間施設と連絡を取り、その情報をもとに市町村教育委員会と連携して出席扱いの判断を行った例

- ・学校は、電話で民間施設と連絡を取り、利用している子どもの様子を聞き取るとともに、月1回「利用日数」や「日課表」等の報告書の提出をお願いするなど、情報共有の方法を確認した。また、担任が家庭訪問等により、保護者の考えや家庭での様子などを把握した。
- ・校長は、教育委員会と相談して、民間施設の方針や取組が国のガイドラインに沿っていること、利用している子どもが前向きに活動していること、保護者もこの活動を応援していること等から、出席扱いと判断した。

 Point

・施設を利用している情報だけをもって出席扱いの判断をするのではなく、子どもや保護者と丁寧にコミュニケーションをとりながら、その子の学びを柔軟に判断する。

Case3

市町村教育委員会が、民間施設の利用についてのガイドラインを策定したことで、出席扱いの判断等がしやすくなった例

- ・教育委員会は、市町村内外の複数の民間施設を利用している子どもたちがいることから、民間施設の代表者との協議を通じて、ガイドラインの策定を行った。
- ・ガイドラインに学校や民間施設の支援の役割や子どもの様子を定期的に報告する方法等の目安を記載したことで、情報がスムーズに共有されるようになった。
- ・校長は、担任が保護者と定期的に連絡が取れていることや、民間施設から活動報告を定期的に受けることができるようになったことから、出席扱いの判断がしやすくなった。

 Point

・市町村教育委員会による民間施設のガイドラインの策定は、利用する子どもの立場に立って、それぞれの役割を理解したり確認したりすることが大切。

Case4

施設での支援プログラムの内容や子どもの活動状況の情報等をもとにして、出席扱いの判断や評価に反映した例

- ・休養が必要と思われる不登校の子どもから、施設での利用日数を「出席」として扱ってほしいという相談があった。
- ・校長は、施設の見学と保護者との面談を通じて、当面は施設の支援プログラムにより子どもの様子を見守ることとした。
- ・施設では子どもが好きな絵を描くなど、安心した表情で過ごしていることがわかり、出席扱いとした。また、校長は、指導要録の記載に関して、施設での活動内容や子どもの表情の変化など、子どもの意欲を高める記述等を行っていくことを担任と確認し合った。

 Point

・民間施設や医療機関が提供する支援プログラムを受けているケースであっても、不登校の子どもや保護者の思いを受け止めた上で出席扱いの判断を行ったり、通知票等への記述による励ましなどを行う等して、子どもの学意欲を高めたりしたい。

Case5

民間業者のネットスクールを利用している不登校の子どもの出席扱いについて、業者が提供する学習報告書をもとに、保護者と情報共有しながら出席扱いとした例

- ・家庭に引きこもりがちな子どもが、時々、自宅で民間業者のネットスクールを利用していたが、担任はその学習内容までは共有していなかった。
- ・校長は、保護者からの学校での学習支援の希望を踏まえて、放課後登校とネット学習の報告書の共有を提案し、了承を得た。
- ・担任は、子どもと保護者が放課後登校した際に、ネットスクールの学習報告書を確認し、その学習内容を踏まえて、可能な教科で学校の単元テストを行うなどの個別指導を行った。
- ・ネットスクールの利用は不定期だったが、担任と保護者が連絡を取り合い継続した取組となっていることから、放課後登校の日と自宅でのネットスクールでの学習の日を出席扱いとした。



Point

・民間業者が提供するICT等を活用した学習を行っている場合、学校と家庭とが業者の学習記録を共有しながら、継続した取組となるよう工夫が必要。

Case6

教室の授業に自宅でオンライン参加した不登校の子どもの出席扱いとした例

- ・校長は、心身の不調により欠席している子どもに、学習の遅れが生じないように一人一台端末タブレットを活用したオンラインによる授業参加を提案した。
- ・保護者と担任で時間割を作成。本人はオンラインでも人の目がとても気になることから、黒板画面を中心とした動画配信をした。また、授業にオンライン参加した後は、教科担任等がオンラインで学習の振り返りをするなどの指導を行った。
- ・校長は、子どもの1年間の様子からオンラインによる授業参加を出席扱いと判断した。



Point

・自宅においてオンラインで授業に参加する場合、不登校の要因や子どもの状況に応じて、一方向か双方向かの参加方法やクラスへの伝え方など、事前の配慮が必要。

Case7

Web教材に興味を持った不登校の子どもの、担任が計画的なプログラムを提案し出席扱いとした例

- ・担任は、不登校の子どもの保護者から、動画配信システム（YouTubeなど）による学習動画に興味を示していることを聞いた。
- ・校長は担任に、家庭訪問等で子どもがどんな動画をみているか把握し、関連動画を時間割として計画してはどうかと助言した。
- ・担任は学年職員の協力も得て、YouTubeだけでなく、教育サイトの教材も取り入れるなど、その子の学力に合うように動画を中心とした時間割を作成し、子どもと保護者に提案した。
- ・保護者が時間割表に学習記録を記入し担任と共有していることから出席扱いと判断した。



Point

・自宅でインターネットを活用した学習を行う場合には、保護者の協力が重要となる。負担が大きいか、継続できる学習内容かなど、事前に相談を行ったうえで実施することが重要。

6 支援に関する情報等

長野県ホームページ

○不登校児童生徒への支援に関する指針について

「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針～児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ社会的に自立するための支援を目指して～」

URL https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/futoko_shishin.pdf

QRコード



○不登校児童生徒への支援にかかわる教職員の手引き

「不登校への支援について考える ～子どもたちの社会的な自立を支援するために～」
県教育委員会では、不登校（長期欠席）を本県の重要な教育課題ととらえ、学校が組織として子どもたちの社会的な自立を支援するための「ガイドブック」として作成したものです。

URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/r3tebiki.pdf>

QRコード



○フリースクール等民間施設の紹介

「子ども・若者支援団体交流サイト となりんぐ信州」

このサイトでは、支援を必要とされる皆さまが活用できるひとつの情報源として支援に取り組む団体や行政機関等の情報を掲載しています。長野県内の各地で子ども・若者支援に取り組んでいる皆さまがつながり、必要な連携を図っていただけるよう団体等の活動に関する情報を発信しています。

URL <http://www.jisedai.pref.nagano.lg.jp/>

QRコード



○不登校等悩みの相談窓口の紹介

「学校生活相談センター・子ども支援センター・相談窓口一覧」

いじめ・不登校をはじめとする、学校生活に関わる様々な悩みについて、子どもや保護者からの相談に応じています。

相談窓口一覧「ひとりで なやまないで」には、様々な相談先を掲載しています。

URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/sodan/sodan.html>

QRコード



○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」平成 28 年 12 月 22 日
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（通知）」平成 29 年 2 月 16 日
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）」平成 29 年 4 月 4 日

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397799.htm

QRコード



○不登校児童生徒への支援に関する指針について

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（通知）令和元年 10 月 25 日

（別記 1）

「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

（別記 2）

「不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

（別紙）

「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」

（別添 1・2）

「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」「シート作成と活用について」

（別添 3）

「民間施設についてのガイドライン（試案）」

URL https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf

QRコード





作成日：令和4年3月
連絡先：長野県教育委員会事務局心の支援課